



### ベトナム会計制度の改正・補足ガイドライン

#### はじめに

2009年12月31日、財政省は、一部の経済取引又は新規の経済取引に関する会計上の取扱を改正、補足するためのガイドラインである省令第244/2009/TT-BTC号を公布した。その主な内容は以下の通りである。

#### 居住拠点(Resident Establishment)

##### 連絡先:

**Richard Buchanan**  
Tax Partner  
rhubuchanan@deloitte.com  
Tel: +84 8 3910 5267

**Thomas McClelland**  
Tax Partner  
tmcclelland@deloitte.com  
Tel: +84 8 3911 0727

**Bui Ngoc Tuan**  
Tax Director  
tbui@deloitte.com  
Tel: +84 4 3577 2530

**Bui Tuan Minh**  
Tax Director  
mbui@deloitte.com  
Tel: +84 4 3577 0782

財政省令第244号によると、ベトナムに「居住拠点 (Resident Establishment)」を設置した外国契約者は、会計法、ベトナム会計基準システム及びベトナム会計システム(これらを「ベトナム会計制度」と呼ぶ)の規定に従って会計を行わなければならない。ところが、現行の各規定に「居住拠点」に関する具体的な概念が定められていないため、外国契約者は自身が「ベトナム会計制度」を適用する対象であるか否かを判定することが困難であるといえる。

現時点では、法人税法、個人所得税法及びベトナムにおける外国契約者に関する規則には「恒久施設 (Permanent Establishment)」又は「居住対象 (Resident Object)」（組織又は個人）に関する概念には言及しているが、「居住拠点 (Resident Establishment)」について、財政省から更に具体的なガイドラインが制定されていないため、ベトナムに恒久施設を所有する外国契約者はこの省令のガイドラインに従って「ベトナム会計制度」を適用すべきであると考えられる。

#### 外国契約者に適用されるベトナム会計制度

財務省令第244号によると、恒久施設を所有する外国契約者は、「ベトナム会計制度」を契約別/プロジェクト別に適用しなければならない。この際、会計及び税務上の目的のために、事業の特徴に合致した勘定体系、元帳及び会計帳簿体系が適用されなければならない。具体的には下記のとおりである。

- 外国契約者が、見做し法 (Deemed Method) を選択して外国契約者税を納税する場合、外国契約者は、自身の管理目的に合致した適切な勘定体系及び会計帳簿体系を選択し、適用しなければならない。しかし、外国契約者は、財務報告書を作成し、関連当局に提出する必要はない。  
(財政省令第244号の効力発行前においては、見做し法 (Deemed Method) を選択した外国契約者は、「ベトナム会計制度」を適用する必要はなかった)。
- 外国契約者が原則法 (Full VAS Method) を選択して外国契約者税を納税する場合、外国契約者は、完全に「ベトナム会計制度」に従って会計帳簿を整備しなければならない。この場合、財務諸表の作成も必要となる。

- 外国契約者が折衷法 (Hybrid Method) を選択して外国契約者税を納税する場合、外国契約者は、「ベトナム会計制度」に従って会計帳簿を整備しなければならないが、一部の勘定科目や元帳については税務申告目的との関係で限定することができる。

恒久施設を設置した外国契約者は、適用する会計制度を地方の税務当局に通知することで足りる。ただし、以下のように「ベトナム会計制度」に修正等を加える場合においては、財政省に登録する必要がある。

- 強制適用される会計帳簿等の内容及びその構造を修正する場合
- 第一勘定又は第二勘定について、名称、コード、内容を補足又は改正する場合、又は特殊な経済取引の勘定を補足又は改正する場合
- 財務諸表項目の改正、財務諸表の構造や表示方法の変更をする場合

このように、「ベトナム会計制度」に修正等を加えない限り) 外国契約者が折衷法 (Hybrid Method) による納税を選択した場合においても、財政省にシンプル VAS の適用を登録しなくても良くなったと考えら得れる。

## 外国契約者の財務諸表の作成、提出及び監査

財務省令第 244 号は、外国契約者に適用される財務諸表の準備、様式及び監査についても規定している。

- 外国契約者は、請負契約別に試算表(財務省令第 244 号に添付されている)及び財務諸表の注記を、地方税務局、ライセンス当局及び地方統計局に提出しなければならない。外国契約者が原則法 (Full VAS Method) を選択した場合には、損益計算書も追加的に作成・提出しなければならない。
- 外国契約者の財務諸表は、監査を義務付けられていない。ただし、政府は、外国契約者が適性に税務計算をする目的から財務諸表に監査を受けることを奨励している。

当該財務省令第 244 号の規定は、ベトナム企業等に 6 ヶ月以上の期間にわたってサービスを提供し、結果、ベトナムに恒久施設を有しているとされる外国契約者にとって大きな影響を与えるものと考えられる。

外国契約者税を規定する財務省令第 134/2008/TT-BTC 号によると、見做し法 (Deemed Method) により納税する外国契約者は(ベトナムに恒久施設を構成したか否かを問わずに)ベトナム会計制度を適用する必要がないため、この財務省令第 244 号は、財務省令第 134/2008/TT-BTC 号の規定に適合していない。

仮に、恒久施設を有する外国契約者はすべて、VAS を適用しなければならないとすると、もはや見做し法 (Deemed Method) を適用する意味がなく、折衷法 (Hybrid Method) 又は原則法 (Full VAS Method) によって納税せざるを得ないように思われる。

## 会計通貨単位のガイドライン

財政省令第 244 号は、外資系企業、組織に対する会計への通貨単位使用の規定を補足している。

具体的には、主として外貨ベースで取引を行う外資系企業、組織は、会計に使用する通貨の単位(外貨)を選択することが認められ、更に所轄の税務当局のみに通知すれば足りる。従って、外資系企業は、会計通貨単位としてベトナムドン以外の外貨を選択する際に従来求められていた財政省への登録手続を行う必要がなくなった。

会計に使用する通貨単位については、当該通貨単位が、主な商品販売、サービス提供及び商品、サービス購入のための取引に使われることが確保されなければならない。

在外親会社のあるベトナム子会社の場合で、当該子会社が主として親会社のための製品の製造及び加工を目的として設立された場合で、当該子会社と親会社との取引比率が相当以上(概ね 70%以上)である場合には、親会社との取引通貨単位と同様の通貨単位を会計上も選択することができる。

外貨単位で作成された財務諸表は、ベトナム当局に提出する際、会計時期の終了日時点の銀行間平均為替レートで換算されなければならない。換算された財務諸表は、監査の対象とはならないが、換算に当たって適用する為替レート及び換算の正確性に関して、監査責任者の確認を得る必要がある。

企業は、上記の各要件に該当した場合、又は該当しなくなった場合に、通貨単位を変更することを認められる。当該の通貨単位の変更は、新規の会計年度の開始日に行われ、遅くとも会計年度の終了日から 10 営業日以内に所轄の税務当局に通知しなければならない。

その他に、財政省令第 244 号は、下記のとおり現行の規定に整合した代表的な経済業務の一部に対する具体的なガイドラインも制定している。

- 一部の会計勘定の改正、補足の規定: 勘定 5118「他の売上」、勘定 3389「失業保険」、勘定 356「科学技術開発基金」の補足、勘定 431「賞与、福祉基金」符号の勘定 353(構造、内容及び勘定方法を変更しない)への変更、勘定 3534「会社管理陣の賞与基金」の補足を含む。
- 自社消費の製品、商品、サービスの会計: 同省令の規定によると、自社消費された商品・サービスは、会計上、製品製造原価又は商品原価によって費用または資産として測定される。しかし、現行の付加価値税の規定によると、自社消費した商品・サービスの付加価値税の課税額は、自社消費の発生時点の同種又は相当の商品・サービスの販売価格である。従って、現行の会計ルールにより記録された自社消費費用等の額は、通常は、VAT インボイスに記入した VAT 抜きの価格と異なることとなる。そのため、各企業が自社消費の商品・サービスに対する同省令の会計ガイドラインに従った場合、付加価値税の規定に整合しない可能性もある。
- 株式会社の一部の取引に関する会計(株式発行費用会計、資本金の増減会計、資本金の増資による株式引受会計)、親会社が子会社に現物で出資した場合の資産再評価差額計算法、合併出資者と共同管理の営業拠点との取引の会計、企業形態変更時の会計の補足ガイドライン。具体的な勘定ガイドラインは、同省令第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 21 条、第 22 条及び第 23 条に規定される。

財政省令第 244 号は、2010 年 2 月 14 日から施行する。2002 年 6 月 26 日付財政省令第 55/2002/TT-BTC 号及び 2004 年 12 月 22 日付財政省令第 122/2004/TT-BTC 号を含む外資系企業専用のガイドラインを規定する各省令は、無効となる。

This **Alert** is published for the clients and professionals of the Deloitte - Vietnam offices. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact us.

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Ms. Thanh Bui (Hanoi Office, e-mail [thanhbui@deloitte.com](mailto:thanhbui@deloitte.com)) or Ms. Trang Dinh (Ho Chi Minh City Office, e-mail [trangdinh@deloitte.com](mailto:trangdinh@deloitte.com)).

---

Deloitte Vietnam Tax Company Limited is a subsidiary of Deloitte Vietnam Company Limited which belongs to Deloitte Southeast Asia - a cluster of member firms operating in Brunei, Guam, Indonesia, Malaysia, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam—which was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises. For more information, please visit our website at [www.deloitte.com/vn](http://www.deloitte.com/vn).

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu, a Swiss Verein, its member firms, and their respective subsidiaries and affiliates in more than 140 countries. As a Swiss Verein (association), neither Deloitte Touche Tohmatsu nor any of its member firms has any liability for each other's acts or omissions. Each of the member firms is a separate and independent legal entity operating under the names "Deloitte," "Deloitte & Touche," "Deloitte Touche Tohmatsu," or other related names. Services are provided by the member firms or their subsidiaries or affiliates and not by the Deloitte Touche Tohmatsu Verein.